

山梨県公報

第三百二十九号

令和四年

十二月十二日

月 曜 日

目次

○道路の供用開始(二件).....	六四一
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	六四一
公 告	
○随意契約の相手方の決定について.....	六四一
○甲府都市計画の変更案の縦覧.....	六四二
○開発行為に関する工事の完了について.....	六四二

告示

山梨県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士河口湖 笛吹線	笛吹市御坂町上黒駒字八町山六 八六七番二地先から 笛吹市御坂町上黒駒字八町山六 八六七番二地先まで	三八・五	令和四年十 二月十二日

山梨県告示第二百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和五年一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	北都留郡小菅村字高淀四一六九 番一地先から 北都留郡小菅村字高淀四一七〇 番二地先まで	一九・一	令和四年十 二月十二日

山梨県告示第二百八十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和四年十二月二日
- 指定道路の位置 韮崎市藤井町南下條字水無四百三番十、四百四番六
- 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 指定道路の延長 三十六・三四メートル

公告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係

るものである。

令和四年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
 - (一) 名称 土砂災害警戒情報システム改修業務委託
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県土整備部砂防課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年十月二十七日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 日本電気株式会社
 - (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 五 契約金額 三千九百九十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 土砂災害警戒情報システム開発業務の受託者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画道路(三・四・三十三号 大手二丁目浅原橋線)
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
 - 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課
 - 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
 - 甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課
- 四 縦覧期間 この公告の日から令和四年十二月二十六日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和四年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 笛吹市境川町藤笠字八乙女三千五百九十一番二、三千五百二十五番二、三千五百二十九番五、三千五百三十番八、三千五百三十一番十一、三千五百三十九番二、三千五百三十九番八、三千五百四十番一、三千五百四十一番三、三千五百四十一番十三、三千五百四十一番十四、三千五百四十一番十五、三千五百四十一番十六、三千五百四十二番二、三千五百四十三番三、三千五百四十五番七、三千五百四十五番九、三千五百四十五番十、三千五百五十三番二、三千五百五十三番三、三千五百五十六番七の一部、三千五百五十九番三、三千五百六十五番十三の一部及び三千五百六十六番三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都八王子市字津木町二百三十一番地 中日本高速道路株式会社 八王子支社 八王子支社長 荒井 靖博